

「訪問販売お断りシール」をご活用ください

【事例】

一人で自宅にいたら、訪問してきた業者から「消火器の交換が必要だ」と言われ、その場でお金を支払った。後でホームセンターで販売されている消火器と比較すると高額で後悔している。返品したい。

【アドバイス】

事例の場合、クーリング・オフ制度を利用して、解約・返品することができます。クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘により契約してしまった場合、契約書面を受け取って8日以内に書面で通知を出せば、無条件で解約できる制度です。支払ったお金も全額返金を求めることができます。

また、事例のようなトラブルを未然に防ぐためには、できるだけ一人で対応しないことも重要です。「玄関に鍵をかけ、すぐにドアを開けない」「その場ですぐに契約しない」「必要ないものは、きっぱりと断る」ことを心がけましょう。

消費生活センターでは、悪質な訪問販売のトラブルを未然に防ぐため、「訪問販売お断りシール」を作成しました。玄関先や電話機周辺に貼るなどして活用してください。数に限りはありますが、必要な人は消費生活センターまで問い合わせてください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。



訪問販売お断りシール

結婚式や葬式などの非日常的な契約は慎重に

【事例1】

結婚式場の見学に行くと「今日契約すれば安くなる」「早くしないと予約が取れなくなる」などと長時間勧誘され、仕方なく申込書にサインをして申込金を支払った。他の式場とも比較したいと思い、3日後にキャンセルを申し出たところ、申込金は返金できないと言われた。

【事例2】

親族が亡くなり、慌てて葬儀社と契約したが、当初の見積もりより高額な料金を請求された。

【アドバイス】

結婚式や葬式は、非日常的な契約です。高額な契約であるにもかかわらず、冷静な判断ができないケースが多くあります。しかし、これらの契約にクーリング・オフ制度は適用されず、原則として事業者が決めたルールである約款に従うことになるので、慎重に契約しましょう。

事例1の場合、契約を急かされてもその場でサイン

をしたり、申込金を支払ったりしないほうが無難です。担当者の説明をしっかりと聞き、約款などの書面には必ず目を通しましょう。約款にはキャンセル料が発生する時期や金額が書かれています。時期によっては、申込金以上のキャンセル料を請求されることがあるため注意が必要です。

一方、事例2の場合は、急いで契約する必要があります。悲しみの中で慌ただしく準備をすることになるため、慎重に葬儀社を選ぶことができなかつたり、内容が理解できないまま契約してしまう恐れがあります。もしもの時に慌てないためにも、家族で相談して葬儀社だけでも決めておくと安心です。また、契約の際は一人で対応せず、複数人で説明を受けるようにしましょう。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

